

# 中学生海外派遣事業 ニュージーランドホームステイ

応募締切りは5月6日

## 平成22年度中学生海外派遣団員を募集します

前年度、新型インフルエンザの世界的拡大により中学生海外派遣を中止したため、本年度は中学2年生・3年生を対象に10回目となる中学生海外派遣事業の派遣団員を募集しています。

すでに対象となる生徒には、4月12日に中学校において説明会を開催し、応募要領等を配布しました。事業内容や応募方法等は次のとおりです。

**派遣日程** 8月16日(月)～24日(火)の9日間

**派遣国** ニュージーランド

- 内容**
- ① ホームステイ(4泊)
  - ② 学校訪問・授業体験(2日間)
  - ③ 文化教育施設等の視察研修
  - ④ 事前研修・派遣報告書の作成
- 応募対象者** 村内在住で中学校



第2学年・第3学年の生徒

**参加費用** 参加者負担金10万円  
そのほか渡航手続き等の費用や任意保険料、諸雑費などが個人負担となります。

**応募方法** 5月6日(木)までに、所定の「派遣志願書」、保護者の「承諾書」および「作文」(原稿用紙3枚以上)を中学校へ提出してください。作文のテーマは、海外派遣に参加する理由や抱負、また、この体験を将来どのように生かしていきたいかなどです。

※ただし、第3学年生徒のうち平成21年度に海外派遣内定決定を受けた生徒は、作文の提出の必要はありません。

**選考** 作文の内容などにより派遣内定者を決定し、本人に通知します。ただし、内定者は数回の事前研修の終了後に正式な団員となります。よって、途中団員側の理由により参加できなくなった場合は、お預かりした参加者負担金を返却できないことがありますのでご了承ください。

**問合せ**

教育委員会事務局

☎ 82-1230

## 国民健康保険税の限度額が変わります

東秩父村国民健康保険では、地方税法の改正により、平成22年度分から下表のとおり税の限度額を改定します。

	項 目	改 定 前	改 定 後
医療分	所得割(課税所得金額の)	6.50%	変更なし
	資産割(固定資産税額の)	45.00%	変更なし
	均等割(一人当たり)	10,000円	変更なし
	平等割(一世帯当たり)	19,000円	変更なし
	限 度 額	470,000円	500,000円
支援分	所得割(課税所得額の)	1.30%	変更なし
	均等割(一人当たり)	9,000円	変更なし
	限 度 額	120,000円	130,000円
介護分	所得割(課税所得金額の)	1.20%	変更なし
	均等割(一人当たり)	12,000円	変更なし
	限 度 額	100,000円	変更なし

※第1期分から改定後の税額となります。  
保健衛生課  
国保担当 ☎ 82-1777

## 倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ 平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます

### ○対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

- ① 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- ② 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。

### ○軽減額は？

国民健康保険税は、前年所得などにより算定されています。

軽減は、前年の給与所得をその30/100とみな

して行います。

### ○軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

### ○制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、21年度の保険税は対象となりません。

### ○軽減を受けるには申請が必要です。

その他、問い合わせは、担当までお願いします。

保健衛生課 国民健康保険担当 ☎ 82-1777